

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年8月2日付け財第190号（以下「本件処分」という。）で行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年7月19日付けで埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、別表に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し実施機関は、「請求の内容に対する文書を作成・取得していないため」と理由を付記して本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、本件処分について、令和6年10月7日付けで、処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和7年3月25日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問（諮問第399号）を受けるとともに、弁明書及び反論書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

令和6年4月16日付け財第25-2号と同趣旨の開示請求がされて「公文書不開示」となる場合、本件処分に係る公文書の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 立法事実の抗弁提出していない権限なき主体による不当利得返還請求権行使不作為による背任罪（刑法（明治40年法律第45号）第247条）背任幫助罪（刑法第62条・第247条）における故意（刑法第38条）・故意過失（民法（明治29年法律第89号）第709条）の主観的要件が充足している。

イ よって、公文書開示請求令和6年4月16日付け財第25-2号と本件処分との両方不開示は論理的整合性がない。

ウ 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第4条違反類推適用、憲法21条違反であり、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項違反が刑法第104条証拠隠滅罪を構成する。

（3） 反論書の趣旨

ア 贈与契約は公序良俗違反で無効（民法第90条）である。

イ 後ろ暗いところがあれば、請求内容に係る文書を起案等作成できるはずである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

（1） 審査請求書に記載されている企画財政部長及び財政課長の認識は審査請求人の主観によるものであり、そのような前提での該当文書はない。

（2） 審査請求人は、新型コロナウイルスが病原体として法定されておらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、予防接種法（昭和23年法律第68号）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等に「人口改変された病原体を含む」との記載がないことから、新型コロナウイルス対策事業に係る寄附金の受入は違法であることを主張している。

しかし、本件寄附金は法的には寄附者から本県に対する贈与と同様のものであり、寄附者が無償で本県に寄附をする意思を表示し、本県が受託することにより正当に

成立しているものとする。

審査請求人の主張する文書等は寄附金の受入において必要とされる文書ではなく、保有していない。

5 審査会の判断

(1) 開示しない理由の提示について

ア 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、条例第14条第2項の規定に基づき、開示請求者に対して、当該決定をした旨を書面により通知しなければならないとされている。また、本件処分は本件開示請求に対し、公文書を開示しない、すなわち申請を拒否するものであることから、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」に当たり、同処分をする場合には、手続条例第8条第1項及び第2項本文の規定により、申請者に対する処分と同時に理由を示さなければならず、当該処分を書面でするときは、理由も書面で示さなければならないとされている。この理由の提示は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、提示されるべき理由としては、不開示とする部分について、所定の不開示理由のどれに該当するのかを開示請求者がその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決・集民166号773頁参照）。

イ 本件不開示決定通知書の開示しない理由の欄には、「請求内容1、3A、3B、5について、公文書を保有していないため（保有していない理由）請求の内容に対する文書を作成・取得していないため」と記載されていた。しかしながら、この記載では、対象公文書がそもそも作成されてはいないのか、作成されたものの保存年限の到来による廃棄等の事情で保有されなくなったのか、あるいは文書自体は存在するが組織的に用いられていないため公文書に該当しないと判断した

のか等の事情を踏まえた理由を開示請求者が判別できず、不開示とされた理由を了知することができるとはいえない。

ウ しかし、提出された弁明書において、上記4のとおり文書が存在しない理由について補足的に説明がされており、開示請求人にとって了知し得る理由が提示され、それに対する反論の機会も保障されていた。

エ 弁明書に記載の文書不存在の理由については不自然、不合理な点は見受けられず、その他に実施機関が請求内容に合致する文書を作成すべき具体的な事情も見受けられなかった。

オ よって、本件処分理由の提示については不足があるものの、その後弁明書により補完されたものと認められる。

(2) 小括

以上のことから、本件処分は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件処分は上記のとおり妥当であるが、情報公開制度の趣旨を鑑みれば、原処分の不開示決定において、開示請求人が了知し得る具体的な理由を記載すべきである。実施機関においては、今後この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(答申に関与した委員の氏名)

洞澤 秀雄、田畑 麗菜、松村 好恵

審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年 3月25日	諮問(諮問第399号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年12月 1日	審議(第三部会第195回審査会)

令和8年 1月19日	審議（第三部会第196回審査会）
令和8年 2月19日	審議（第三部会第197回審査会）
令和8年 3月25日	答申

開示請求する公文書の名称又は内容（一部抜粋）

1, 感対261号275号監査186号196号不開示決定により、保健医療部長・感染症対策課長・知事・監査委員どのが、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を不認識である点が「推定」され, 106号監査において立法事実存在の抗弁不提出であるので立法事実不存在が推定される。企画財政部長・財政課長どのが重大性明白性の要件非充足であると認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文

3, A 知事・企画財政部長・財政課長どのを行為主体とする令和2年度～令和5年度の新型コロナウイルス感染症対策寄附金受け入れ事業不当利得返還請求権（民法703条）行使不作為について、不当利得返還請求不行使による不当利得返還債務不履行継続により、10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務の期間が進行するので、刑法247条構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。企画財政部長・財政課長どのが、構成要件非該当・違法性阻却事由存在と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文

3, B 知事・企画財政部長・財政課長どのを行為主体とする令和2年度～令和5年度の新型コロナウイルス感染症対策寄附金受け入れ事業不当利得返還請求権（民法703条）行使不作為について、「法律上の原因なく」要件充足推定される。企画財政部長・感財政課長どのが、「法律上の原因なく」要件非充足と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文

5, 刑事訴訟法239条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在の抗弁も提出できるので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される（各号住民監査請求書期待可能性部分参照）。企画財政部長・財政課長どのが、他の適法行為の期待可能性不存在であることを認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文

なお5については罰条が刑法247条に限られないし、行為主体は県庁職員に限られな

い。